

『親子の絆を深め 子供の主体的に生きる力を育む家庭教育』をめざして～

家庭教育充実支援事業

生涯学習課

第十五期中央教育審議会の第一次答申においても、教育機能の回復や向上を図るために、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親がその責任を十分に発揮することを求めています。その意味で、親の学習活動や交流・連携の充実をはじめ、関係機関等の積極的な支援が、今緊急の課題となっています。

県教育委員会では、本年度、従来の事業を充実するとともに、さらに「新規事業」を加えて改編した「家庭教育充実支援事業」を開します。家庭教育上の諸問題解決のため、また家庭教育に関して必要な知識・技術・態度などを習得するための学習・相談・交流の場を提供したり、地域での子育て「共同化」へ向けたネットワークづくりを推進して、県民の家庭教育の充実を一層支援する取組みをしてまいります。

一 はじめに

家庭は、くつろぎの場であると同時に、子供に対しても、未来を主体的に生き抜くための能力と資質を培うという教育機能を、家族による日常的な共同生活の営みの中で生み出しており、その役割は、家庭教育が生涯学習の原点という視点からもますます重要ななっています。

しかし、近年の都市化・核家族化・少子化、女性の社会進出の増加及び価値観の多様化等家庭を取り巻く社会状況の中、家族・家庭の在り方の変化とともに家庭教育力の低下が進み、今日、家庭は、子供の教育をめぐつて多くの問題を抱えています。

二 家庭教育子育て支援推進事業

本事業は、親子の絆を深め、子供の健やかな成長と自立に関して当面する諸問題の解決を援助するために、必要と思われる情報や学習・交流の機会を提供するとともに、子育てに関する適切な助言を行う相談体制の整備、啓発のための資料や育児書等の作成等を行なうものです。

(一) 育児資料 「すくすく通信」の作成・配布

乳幼児期の子育てに関する不安や悩みの解消を支援するために、乳幼児の発育の特質や基本的生活習慣の在り方についての情報を、

Q & Aの形でわかりやすく、しかも手軽な小冊子にして提供します。今年度は、「四・五歳用」のものを作成し、対象者や関係機関に配布します。

(二) 家庭教育相談事業の実施

ア 電話相談 「すくすくダイヤル」

心理学や教育学などに精通している相談員が、主として少年期までの子供を持つ親などを対象として、専用電話により家庭教育上の相談に応じます。(電話〇二四五—五三一八二二二二)

イ 巡回相談

大学の教授・医師・電話相談員など専門の相談員を派遣して、主として乳幼児を持つ親を対象として、直接相談に応じます。個人相談のほか、グループでの相談も受け付けます。開催は、県内四会場で「子育てセミナー」と同時です。

(三) 子育てセミナーの開催

子育てについて直面している諸問題の解決を援助する学習機会の提供を目的として開催します。講師の問題提起に基づいて参加者の協議を進め、問題解決の糸口を見いだす機会とします。

(四) テレビ番組「ちいさな世界」の放映

乳幼児期における育児やしつけについての助言や情報を、テレビを通して提供します。放映は、年二十六回で、十月から三月までの毎週日曜日、午前七時十五分から三十分までの十五分間です。なお、放映したビデオの貸